

研究活動の不正行為への対応のガイドライン(案)について

検討の背景

研究活動の不正行為は、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるもの。国費による研究費支援が増加する中で、貴重な国費の効果的な活用への強い要請。

対象とする不正行為

論文等の捏造、改ざん、盗用

対象となる資金

文部科学省の競争的資金13制度(科学研究費補助金、科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進事業等)、私立大学学術研究高度化推進事業

調査機関

原則、告発された研究者が所属する機関が調査を実施。

不正行為が提起された場合(告発受付から認定まで)

告発等の受付

研究機関、資金配分機関は告発等の受付窓口を設置。告発は**顕名が原則**。不正とする**科学的合理的理由**の明示。匿名の場合、告発内容に応じて顕名に準じた取扱いが可能。

予備調査

告発内容の合理性、調査可能性等を**調査**。本格的な調査をすべきか否かを判断。

本調査

調査機関に属さない者を含む**調査委員会を設置**。資金配分機関の求めに応じて、調査の中間報告を当該機関に提出。
被告発者の弁明の機会を担保。

認定

不正行為が行われたか否かを認定。被告発者に説明責任。データ等が保存されていない場合、原則として不正行為と同視。不正行為と認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその度合、研究における役割等を認定。不正行為と認定された場合、**不服申立て**が可能。

不正行為の認定を踏まえ、研究機関、資金配分機関は措置を実施。

調査中における被告発者に対する一時的措置

研究機関が行う措置

本調査実施の決定後、調査結果が出るまでの間、告発された研究に係る**研究費の支出停止**ができる。不正行為と認定された場合、**内部規程に基づき適切な措置**を実施。

資金配分機関が行う措置

調査結果が出るまでの間など、以下の措置ができる。
・当該事案に係る**研究費の使用停止**
・交付決定した当該研究に係る**研究費の交付停止**
・申請されている**競争的資金の採択決定、あるいはその後の交付の留保**

不正行為と認定された者に対する資金配分機関の措置

措置の対象者

不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者(共著者を含む。)
不正行為に関与したと認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の主たる著者(筆頭著者もしくはコレスポンディング・オーサーなど論文作成の中心となった責任者。)
不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者(共著者)ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者

措置を検討する委員会を設置

調査委員会において不正行為と認定された者に対して取るべき措置を検討

検討結果を資金配分機関に報告

措置を検討する委員会の報告に基づき措置を決定

措置の内容

競争的資金の**打ち切り**
競争的資金申請の**不採択**
不正行為に係る競争的資金の**返還**
競争的資金の**申請制限**
・文部科学省所管の全ての競争的資金の申請を制限。制限期間は不正行為の重大性等に応じて措置を検討する委員会が定める。
・措置の対象者 及び に該当する者 認定された年度の翌年度以降 **2年から10年**
・措置の対象者 に該当する者 同じく **1年から3年**